

【NPO法人ディック遺児奨学会 奨学生募集要項】

1. 募集人数 若干名

2. 応募受付期限 平成30年4月20日（金）必着

3. 応募条件

次の（１）および（２）に該当する東日本大震災の被災者の学生が、応募資格のある方となります。

（１）平成30年4月20日現在、高等学校に在学をしている方

（２）両親または父か母のいずれかの親を亡くし、養子縁組または再婚による両親に扶養されていない方

4. 応募方法

以下の書類を、本法人までご郵送願います。

（１）奨学金申込書（別添）

（２）奨学生選考資料（別添）

（３）在学証明書

※郵送先は、【奨学金お問合わせ先】に同じ

5. 結果通知

奨学生となった方には、本法人より平成30年5月21日（月）までに「支給承諾通知書」を学校宛に送付致します。それ以外の方には、特に通知はいたしません。

※応募者多数の場合は、選考により奨学生を決定いたします。

6. 奨学金支給額

月額 20,000円 ※初回月のみ4月5月6月の3か月分を支給

（但し、社会経済状況や本法人の事業計画等により、支給額を変更する場合があります。）

7. 奨学金支給方法

毎月末日に翌月分を、奨学生名義の金融機関口座に振り込みます。

8. 奨学金支給期間

原則、「支給承諾通知書」に記載された以下の期間となります。

（支給開始月）奨学生となった月

（支給終了月）高等学校を卒業する月

9. 定期報告書の提出

奨学生となった方には、年4回（6月、9月、11月、1月）各月の末日までに本法人へ定期報告書を提出頂きます。詳細につきましては、各月の前月に定期報告書提出依頼を発送致します。

10. 奨学金支給の停止

奨学生が休学または停学することとなった場合、その一定期間は奨学金の支給を停止致します。

11. 奨学金受給資格の喪失

奨学生に、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該奨学生は受給資格を喪失します。

- (1) 高等学校に在籍しなくなったとき
- (2) 前記3. の応募条件(2)に該当しなくなったとき
- (3) 奨学金を辞退する申出があったとき
- (4) 提出書類または事実虚偽が発覚したとき
- (5) 提出書類または事実変更があったにも関わらず、届出がなかったとき
- (6) その他本法人が求める書類を提出しないとき

12. 奨学金の返済および返還

本法人の支給する奨学金は、返済の必要がありません。

但し、奨学生に前記11.の(4)、(5)および(6)のいずれかに該当する事由が発生した場合、支給した奨学金の全部または一部の返還を求める場合があります。

以上

【奨学金お問合せ先】

NPO法人ディック遺児奨学会 事務局（担当：山本）

〒105-0013 東京都港区浜松町1-29-6 浜松町セントラルビル2F

TEL：03-3431-1227 FAX：03-6435-7716

E-MAIL：yamamotos@dicse.com